



# 共同住宅等への 住宅用火災報知器の設置について



住宅用火災警報器の設置が北上地区消防組合火災予防条例により義務化され、全ての住宅に設置することになっています。

これについては、共同住宅(貸家、長屋含む)も同様に設置が義務づけられています。

ところが、**当組合管内で、今年発生した共同住宅の火災により2名の方が亡くなられており、その共同住宅には住宅用火災警報器が設置されていませんでした。**

もし、住宅用火災警報器が設置されていれば、感知器の警報音により早期に火災に気づき、または、隣人に火災を気づいてもらい、助かった命かもしれません。

同じ犠牲者を出さないよう、下記について、今一度確認をよろしくお願いします。

## 1 共同住宅・貸家などを所有している方 ・ 管理・仲介する業者の皆さまへ

所有する共同住宅の各部屋に住宅用火災警報器が設置されているか確認をお願いします。**未設置の場合、入居者の安心・安全のため、速やかに設置するようにお願いします。**

管理・仲介をする業者の皆さまについては、**住宅用火災警報器が未設置である共同住宅を把握し、所有者と協議のうえ設置をお願いします。**

また、住宅用火災警報器は約10年で機器交換することが推奨されています。すでに、設置後10年経過している機器については交換をするよう併せてお願いします。

## 2 共同住宅・貸家などに入居されている方へ

入居している部屋の寝室に住宅用火災警報器が設置されているか確認をお願いします。**未設置の場合は、所有者や管理・仲介業者に速やかに設置するように相談してください。**すでに設置されている場合は、定期的な点検をお願いします。警報器本体に点検ひもや点検ボタンが設けられていますので、引いたり押ししたりして、感知器が鳴動するか確認をお願いします。



## 3 住宅用火災警報器設置済みシールの無料交付について

北上地区消防組合では、住宅用火災警報器を設置した住宅(共同住宅、貸家、長屋含む)に無料で住宅用火災警報器設置済みシールを交付しています。玄関前等に貼り付けることで、地域住民に設置済みであることを知らせることができ、また高額な料金で訪問販売する悪質業者を寄せ付けない効果も期待できます。シールの交付については、最寄りの消防署まで問い合わせください。